

## ○独立行政法人環境再生保全機構役員退職手当規程

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 9 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日規程第 8 号 平成 23 年 11 月 22 日規程第 10 号

平成 25 年 3 月 26 日規程第 3 号 平成 25 年 9 月 10 日規程第 23 号

平成 27 年 12 月 1 日規程第 18 号 平成 29 年 12 月 26 日規程第 33 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)の常勤役員(以下「役員」という。)に対する退職手当の支給について定めることを目的とする。

(支給対象)

第 2 条 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。ただし、役員が、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 23 条第 2 項第 2 号の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第 3 条 退職手当の額は、在職期間 1 月につき、その役員の退職の日におけるその者の本俸に 100 分の 10.4625 の割合を乗じて得た額に、環境大臣が 0.0 から 2.0 の範囲内で機構の業務実績に対する評価に応じて決定する率(以下「業績勘案率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、第 5 条後段及び第 6 条第 1 項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1 月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本俸に 100 分の 10.4625 の割合を乗じて得た額に、業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 理事長は、役員が退職したとき(前条又は第 6 条第 4 項の規定により退職手当を支給しない場合を除く。)は、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について(平成 15 年 12 月 19 日閣議決定、平成 27 年 3 月 24 日一部改正)」に基づき、前項の業績勘案率の決定を環境大臣に依頼するものとする。

(在職期間の計算)

第 4 条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1 月に満たない端数(以下この条において「端数」という。)を生じたときは、1 月と計算するものとする。

2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次 1 月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に 1 月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも、同様とする。

(退職手当に係る特例)

第6条 役員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続いて国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間を役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項に規定する国家公務員として在職した期間の第3条第1項ただし書の適用に係る本俸については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める額とする。

3 国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合には、この規程による退職手当は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合(前項に該当する場合を除く。)の退職手当の額については、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の第3項の役員としての在職期間(国家公務員として引き続いた在職期間を含む。)を国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、役員が退職の日における本俸は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員が役員として引き続いた在職期間等を勘案し、理事長が別に定める額とする。

(退職手当の支給時期)

第7条 退職手当は、環境大臣から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに支給する。ただし、当該役員に支給事由が発生した時点で、特段の事情がない限り「独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて(平成27年5月25日総務大臣決定)」を準用して算定した業績勘案率を暫定的な業績勘案率(以下「暫定業績勘案率」という。)として第3条第1項の規定を準用して算出する退職手当(以下「暫定退職手当」という。)を支給することができる。この場合において、同項中「業績勘案率」とあるのは「暫定業績勘案率」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定による暫定退職手当を支給した場合においては、環境大臣から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに第3条第1項の規定により算出した退職手当の額から前項の規定により支給した暫定退職手当の額を差し引いた額を支給する。この場合において、既に支給した暫定退職手当の額は、同項の規定により算定された退職手当の額の内払いとみなす。
- 3 第1項の規定により算定した暫定業績勘案率が1.0を超える場合は、同項の規定にかかわらず、暫定業績勘案率は1.0とする。

(退職手当の返納等)

第8条 退職手当の返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第13条から第17条(第13条第4項、第8項、第9項、第14条第1項第2号、第4項、第15条第1項第2号、第2項、第5項、第16条第3項、第17条第2項、第5項、第8項の規定を除く。)の規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「役員」と、「各省各庁の長」とあるのは「理事長」と、「公務」とあるのは「機構の業務」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「解任」と第13条第1項から第3項、第14条第1項、第2項、第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第3項、第4項中「当該退職に係る退職手当管理機関」とあるのは「機構」と、これらを除き「退職手当管理機関」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

(遺族の範囲及び順位等)

第9条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
  - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時主として、その収入によって生計を維持していた者
  - (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号(その他の親族を除く。)に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先順位、実父母を後順位とし、祖父母については、養父母の父母を先順位、実父母の父母を後順位とし、父母の養父母を先順位、父母の実父母を後順位とする。
  - 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上ある場合には、その人数により等分して支給する。
  - 4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受ける遺族としない。
    - (1) 役員を故意に死亡させた者
    - (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数計算)

第 10 条 退職手当の額を算出するに当たり、支給額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(実施細則)

第 11 条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 独立行政法人環境再生保全機構法(平成 15 年法律第 43 号)附則第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定による公害健康被害補償予防協会及び環境事業団(以下「旧法人」という。)の解散に伴い、旧法人の役員から引き続き機構の役員となった者の在職期間の算定については、旧法人の役員であった期間を機構の在職期間とみなす。
- 3 平成 16 年 1 月 1 日(以下「基準日」という。)の前日に旧法人に在職する役員が基準日以降引き続き在職した後に退職し、解任され、又は死亡した場合における退職手当及び支給時期については、第 3 条第 1 項及び第 7 条の規定は、適用しない。この場合においては、次項から附則第 9 項までの規定に定めるところによる。
- 4 退職手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
  - (1) 平成 14 年 4 月 1 日の前日において、独立行政法人環境再生保全機構法附則第 4 条第 1 項の規定による解散前の環境事業団の役員として受けていた本俸に任命の日から平成 14 年 4 月 1 日の前日までの在職期間 1 月につき 100 分の 36 の割合を乗じて得た額(平成 14 年 4 月 1 日の前日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、平成 14 年 4 月 1 日の前日における異なる役職ごとの本俸に平成 14 年 4 月 1 日の前日までの異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1 月につき 100 分の 36 の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額)
  - (2) 退職等の日における本俸(基準日から退職等の日までの期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、基準日の前日に現に在職する役職の当該退職等の日における本俸)に任命の日から基準日の前日までの在職期間(前号の規定に係る在職期間を除く。)1 月につき 100 分の 28 の割合を乗じて得た額(基準日の前日までの当該期間において役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における異なる役職ごとの本俸に基準日の前日までの役職別期間(前号の規定に係る役職別期間を除く。)1 月につき 100 分の 28 の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額)
  - (3) 退職等の日における本俸に基準日から退職等の日までの在職期間 1 月につき 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に、業績勘案率を乗じて得た額(基準日以後に役職を異にする役員に任命された者にあつては、退職等の日における異なる役職ごとの本

俸に基準日から退職等の日までの役職別期間1月につき100分の12.5の割合を乗じて得た額に、業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額)

- 5 前項第1号及び第2号の規定により算定した額は、環境大臣の承認を経て、その者の職務実績に応じ、これを増減し又は減額することができる。
- 6 退職手当は、評価委員会から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに支給する。ただし、当該役員に支給事由が発生した時点で、特段の事情がない限り環境省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率の決定方法について(平成17年2月17日決定)を準用して算定した業績勘案率を暫定的な業績勘案率(以下「暫定業績勘案率」という。)として附則第4項の規定を準用して算出する退職手当(以下「暫定退職手当」という。)を支給することができる。この場合において、同項第3号中「業績勘案率」とあるのは「暫定業績勘案率」と読み替えるものとする。
- 7 前項により算定した暫定業績勘案率が1.0を超える場合は、同項の規定にかかわらず、暫定業績勘案率は1.0とする。
- 8 附則第6項ただし書の規定による暫定退職手当を支給した場合においては、評価委員会から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに附則第4項第3号及び第5項の規定により算出した退職手当の額から附則第6項ただし書の規定により支給した暫定退職手当の額を差し引いた額を支給する。この場合において、既に支給した暫定退職手当の額は、第4項及び第5項の規定により算定された退職手当の額の内払いとみなす。
- 9 附則第3項の場合において、各在職期間(役職別期間を含む。以下同じ。)の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が第4条第1項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、各在職期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しい場合は、後の在職期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

附 則(平成17年4月1日規程第8号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年11月22日規程第10号)

この規程は、平成23年11月22日から施行する。

附 則(平成25年3月26日規程第3号)

この規程は、平成25年3月26日から施行する。

附 則(平成25年9月10日規程第23号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の独立行政法人環境再生保全機構役員退職手当規程第 3 条の適用については、同条中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日の期間においては「100 分の 92」とする。

附 則(平成 27 年 12 月 1 日規程第 18 号)

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 26 日規程第 33 号)

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。